

令和6年3月18日

各介護保険事業所・施設 管理者 様
(県の所管する事業所・施設関係)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和6年度介護報酬改定について（通知）

平素は、県高齢福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定については、下記のとおり、令和6年3月15日付けで「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」等が公布されるとともに、厚生労働省から報酬告示に関する各種通知が発出されましたので、取り急ぎ周知いたします。

各介護保険事業所・施設におかれては、通知内容をご確認いただくとともに、令和6年度介護報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止を踏まえ、必要な場合には、令和6年4月1日（月）までに「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を所管の県事務所等へ提出してください。

なお、令和6年3月下旬をめどに、令和6年度介護報酬改定等を内容とした集団指導を動画配信により行う予定（詳細は別途通知）としておりますので、申し添えます。

記

1 令和6年度介護報酬改定に係る告示、通知等

以下の厚生労働省ホームページに令和6年度介護報酬改定に係る告示、通知等が掲出されていますので、ご確認願います。

○令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

○介護職員の処遇改善（加算・補助金）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

2 令和6年4月の報酬算定に係る届出の提出期限（提出先：所管の県事務所等）

- ・ 令和6年4月の報酬算定に係る届出の提出期限は、令和6年4月1日（月）です。
- ・ 処遇改善に係る現行3加算の算定区分の変更については、4月15日（月）まで受け付けします。

※ 美濃加茂市の地域区分の変更（その他→7級地）については、県において一括対応しますので、届出は不要です。

○体制届出に関する通知について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227974.pdf>

健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
------------------	--	--	--

担当係長	垣本	担当	信田
------	----	----	----

TEL	058-272-8298
-----	--------------